

那須塩原市省エネ家電購入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、那須塩原市補助金交付規則（平成17年那須塩原市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、省エネ家電購入促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、省エネ家電を購入する者に対し、その購入に要する費用の一部を補助することにより、省エネ家電の普及を促進し、もって家庭におけるエネルギー費用負担の軽減及び地域の温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネ家電 エアコンディショナー、電気冷蔵庫、照明器具及びテレビをいう。
- (2) 多段階評価点 エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号）において定められた式により算出されたものをいう。
- (3) 省エネ基準達成率 日本産業規格C9901に定められた式により算出されたものをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有している個人であること。
- (2) 本人及びその同一世帯に属する者いずれもが、既にこの告示による補助金の交付決定を受けていないこと。

(補助対象設備)

第5条 補助の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、省エネ家電のうち、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 購入日時点において、補助対象設備の多段階評価点が2以上であり、かつ省エネ基準達成率が100%以上であること。
- (2) 令和6年4月1日から令和7年2月28日までの間に、市内の事業所から購入し、かつ、補助金の交付を受けようとする者が居住する市内の住居に設置した未使用の製品であること。

(補助金交付申請の受付及び補助金交付額)

第6条 補助金の交付申請は、補助金交付申請額の合計（補助金を交付しないものと認めたものを除く。）が予算額に達した時点をもってその受付を終了するものとする。

2 補助金の額は、別表に定める額とする。

3 エアコンディショナーを購入した申請者が属する世帯のうち、令和6年4月1日時点で65歳以上の世帯員が属する場合、別表に定める額に10,000円を加えた額を補助金の額とする。

4 補助金の交付の回数は、補助対象者が属する世帯につき1回限りとし、前2項に定める補助金の額は、1度の支払いにおいて購入した補助対象設備の税抜価格の合計額により算出するものとする。

(交付申請書及び実績報告書)

第7条 規則第4条及び第12条第1項の規定にかかわらず、省エネ家電購入促進事業補助金の交付申請書及び実績報告書は、省エネ家電交付申請書兼実績報告書（様式第1号）とし、次の各号に定める書類を添えるものとする。

- (1) 購入した補助対象設備の税抜価格及び支払いが完了したことを確認できる書類
- (2) 購入した事業所の所在地が確認できる書類
- (3) 購入年月日が確認できる書類
- (4) 購入した補助対象設備のメーカー又はブランド、機種名及び型式が確認できる書類
- (5) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付（不交付）決定通知書及び補助金額の確定通知書)

第8条 規則第5条第3項及び第15条の規定にかかわらず、省エネ家電購入促進

事業補助金の交付決定通知書及び補助金額の確定通知書は、省エネ家電購入促進事業補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第2号）とし、省エネ家電購入促進事業補助金の不交付決定通知書は、省エネ家電購入促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）とする。

（決定の取消し）

第9条 市長は、補助対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、規則第15条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

（書類の保管期間）

第10条 規則第20条第2項の規定により市長が別に定める証拠書類を整理保管しておかなければならない期間は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度終了後から5年とする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年6月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条から第11条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第6条関係）

購入した補助対象設備の税抜価格の合計額	補助金の額
---------------------	-------

2万円以上5万円未満	5,000円
5万円以上10万円未満	10,000円
10万円以上15万円未満	20,000円
15万円以上	30,000円